島田市団体用バス運行事業概要

利用申込み及び利用上の注意事項

【基本事項】

(対 象 団 体) 町内会、老人会、子ども会、福祉団体、島田市体育協会、島田市文 化協会及びその加盟団体並びにその他市長が認める団体

(運行範囲) 島田市役所を中心に半径40km以内

(運 行 時 間) 午前9時(市役所発)から午後4時30分(市役所着)まで

(利用者負担) 無料

※ただし、有料道路料金及び駐車料金は利用者負担です。

(利用定員) 17人から28人

- ※ 高速道路及び藤枝バイパスを利用する場合は、補助席が使用できません。
- ※安全運行の観点から、定員は小学生が乗車する場合であっても 座席数を上限とします。
- ※6歳未満は、乗車できません。

(制 限 事 項) 17人未満の利用、営利目的、団体の活動目的に適さない場合、 複数団体が参加する大会等に参加する場合の使用

【仮予約・申込み】

(申込方法) 利用予定日を電話で仮予約

- (利 用 決 定) 受付期間内に仮予約が重複した場合は、下記のとおり決定します
 - (1)本年度の利用が少ない団体を優先
 - (2)利用回数が変わらない場合は、裏面表に記載した日に資産活用課で抽選
 - ※ 仮予約をしても利用できない場合がありますので、あらかじめご承知 おきください。
 - ※申込期間満了後でも空きがあれば利用の2週間前まで受付可能 です。

(書 類 提 出) 予約確定後、利用日の前々月の末日までに下記書類を提出

- ・団体用バス運行事業利用申込書
- ・団体用バス乗車名簿(氏名、住所、年齢記載)
- ・運行目的が分かる書類、目的地地図

(申 込 期 間) 利用を予定している日の属する月の6ヶ月前から3ヶ月間

1 7 7 77 11 37		e, a , a , y a 1
利用月	申込受付期間	抽 選 日
4月	10月 ~ 12月	1月の第1金曜日
5月	11月 ~ 1月	2月の第1金曜日
6月	12月 ~ 2月	3月の第1金曜日
7月	1月 ~ 3月	4月の第1金曜日
8月	2月 ~ 4月	5月の第1金曜日
9月	3月 ~ 5月	6月の第1金曜日
10月	4月 ~ 6月	7月の第1金曜日
11月	5月 ~ 7月	8月の第1金曜日
12月	6月 ~ 8月	9月の第1金曜日
1月	7月 ~ 9月	10月の第1金曜日
2月	8月 ~ 10月	11月の第1金曜日
3月	9月 ~ 11月	12月の第1金曜日

※抽選日が祝日など休日の場合は翌営業日とする

【利用上の遵守事項】

- ・車内を清潔に保つこと。
- ・車内で喫煙又は飲食をしないこと。
- ・引火物その他の危険物を持ち込まないこと。
- ・動物の類を持ち込まないこと。
- ・その他市長が特に指示したこと。
- ・目的地におけるバスの駐車場所は、利用団体で事前に確保してください。

担当課:島田市役所 資産活用課 庁舎管理担当

TEL 0547-36-7169